

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成19年9月11日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

9月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第46号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部理事）	
質疑（野原委員、本保委員）	
議案第47号の審査	5
質疑（野原委員、原田委員）	
議案第53号の審査	9
補足説明（都市整備部理事）	
質疑（本保委員）	
議案第54号の審査	12
採決	12
閉会の宣告	12

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年9月11日(火) 午前10時 開会
午前10時51分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平
委員 本保加津枝 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部理事 中谷久夫 同部参事兼都市計画課長 小山和重
都市計画課参事 新留清志
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 下水道業務課長 石川裕司
同課参事 芳浦定行 下水道管理課長 山口繁 同課参事 渡場修一
同課参事 川上昭人 下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫 同部次長兼総務課長 乾富治
同部参事兼工務課長 林薫 営業課長 松井進 浄水課長 西実

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第46号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第47号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第53号 摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第54号 摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。
皆さま方には、お忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で付託されました案件についてご審議を賜りますが、何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いつものとおり、私は一たん退席させていただきますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名員は、本保委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。
議案第46号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 おはようございます。

議案第46号、平成19年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、

目を追って補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、14ページをお開き願います。

款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費、節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計への繰出金で、下水道整備費の委託料の補正に伴い増額となるものでございます。

15ページ、項4、都市計画費、目4、公園管理費、節13、委託料の公園管理委託料で、平成18年度までは、公園等ごみ収集業務委託を計上しておりましたが、この業務につきましては、平成19年度から土木維持作業業務へ移行することにしておりました。

しかしながら、業務の移行に当たって、関係者等の協議・調整に時間を費やしたことから、4月から6月までの3か月間を、従前どおり、公園維持管理事業として取り扱ったことから増額いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷都市整備部理事。

○中谷都市整備部理事 引き続きまして、議案第46号、平成19年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、都市整備部都市計画課にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、14ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、負担金、補助及び交付金は、JR千里丘駅エレベーター設置補助事業におきまして、当初の想定より地下水位が高く、工事の設計変更及び軌道の防護工事等が必要となったことによりまして増額いたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。
質疑に入ります。
野原委員。

○野原委員 おはようございます。
1点、質問させていただきます。
公園管理費の429万7,000円の、申しわけないですが、内訳というか、その辺を聞かせていただきたいと思います。
先ほど、部長のお話の中で、従前、公園ごみの回収ということで、昨年までは2,160万何がしの費用がかかったものが、例えば、1か月当たりになりますと、これ180万円ぐらいの金額になるかと思うんですけども、それで、このぐらいの補正で大丈夫なのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○山本靖一委員長 野畑参事。
○野畑土木下水道部参事 公園管理委託料の内訳でございますけれども、今回、増額補正をお願いしておりますのは、委託料のうちの公園管理委託料は、先ほどの補足説明でも申し上げましたとおり、平成18年度までは、委託内容として、シルバー人材センターに、除草、清掃委託、それから、公園樹木の剪定、薬剤散布、施肥、除草、灌水、梅林・ショウブの管理作業。それから、大正川、安威川ジョギングロードの草刈り、清掃作業、管理棟の委託料。それから、鶴野第1公園、しば公園、せんだん公園、市場池オアシス広場の噴水や池の清掃とポンプ等の保守点検を年3、4回実施する水景管理委託料のほかに、ごみ収集業務管理委託料がありました。

ごみの収集につきましては、下水道管理課に移行ということで、平成19年度の予算は計上いたしておりませんでした。

委託業者の方につきましては、1か月のごみ収集委託料としましては182万3,950円、これが1か月分でございます。

ます。4月から6月まで、3か月で547万1,850円の予算が必要でございます。

しかし、この公園管理委託料の中に、先ほど申しましたように、水景等の管理委託の契約があります。それにつきましてはもう額が確定をしております。その確定した額の落札差金分117万5,100円を差し引いた額、429万7,000円を今回予算要求としておるものでございます。

○山本靖一委員長 よろしいですか。
ほかにありませんか。
本保委員。

○本保委員 おはようございます。
この14ページの、都市計画総務費の方です。

JR千里丘駅エレベーター設置補助金2,585万4,000円というところでございますけれども、これは、JR千里丘駅エレベーター設置の状況とか、今、地下水位が高くて、設計変更のためにこれを金額変更されたということをお聞きしておりましたけれども、この内容につきまして、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 小山参事。
○小山都市整備部参事 それでは、ただいまのご質問につきまして答弁させていただきます。

このエレベーター設置工事につきまして増額をお願いしていることでございますが、当初、JRの方では、既存の土質データを使いながら、概略設計で、平成18年7月に工事の確認書を締結しながら工事を進められておるところでございます。

そうして、その後におきまして、JRの方で詳細設計をされる途中、新たにボー

リング調査をされた結果、地下水位が高いということがわかりました。そのことによりまして、薬液注入の注入量が増加したということが一つの原因になっておりまして、それプラス、薬液注入の標準スピードで注入をいたしますと、軌道敷きが持ち上がる、要するに、変状を起こすという形で、隆起してくるということで、スピードを落さざるを得なくなったという状況になっております。

当初は、1分間に15リットルの薬液注入を予定しておりましたが、現在は、1分間に9リットルの薬液を注入して、現在、工事も進められております。

また、JRでは、5月20日から9月20日までが酷暑期という期間を定められてまして、その期間におきましては、軌道の変状を起こすような工事はしてはならないということになっております。ただし、エレベーター工事もおくれてまいりましたので、その変状を起こさないような措置、要するに、まくら木を移動しないような、鉄のくいを打って、防護をしながら、今現在も薬液注入をされておるということです。

それに伴って、薬液注入のスピードが落ちておりますので、工事期間が当然延びてまいります。そして、その線路を検測するという検測員や、あるいは夜間作業でありましても、列車が通っておりますので、その保安員の人数もふえてきているということで、変更としまして、全体額では8,240万円程度の増額になっておりますが、摂津市の負担としましては2,585万4,000円の増額となります。8,240万円のうち、消費税や管理費を除いた残りを、国が3分の1、JRが3分の1、市が3分の1の負担となるものでございます。

そして、今現在ですけれども、夜間1

時から5時におきまして、現在も薬液注入を進めておられます。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

このエレベーターの設置ですけれども、近隣の住民の皆さんが、長年、要望されて、また、公明党の同僚議員も、たびたびこの要求をさせていただいて、この要望をかなえていただいたというような現状で、大変これは市民の皆さんにとっても喜ばしいことだと思いますけれども。

現在のこのJR千里丘駅エレベーターの設置状況、これに関連をいたしまして、今後、JR千里丘駅のエレベーターの設置状況について、ご計画があれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 中谷理事。

○中谷都市整備部理事 多分、JR千里丘駅西口のエレベーターのことをおっしゃっているというふうにご理解いたしております。

バリアフリー基本構想では、22年以降に設置をするということにはなっておるんですけれども、我々、国とJRの方に外向きまして、どういうところがいいかという相談等を行ってはおるんですけれども、具体的な話にはまだ至っておりません。

今後、JR千里丘駅西口につきましては進めていきたいとは思いますが、あくまでも基本構想を軸に動いていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

かなり努力をさせていただいているというお話をただいま伺いましたけれども、やはりこれは、JR千里丘駅、大変利用

者もふえておりまして、また、今後、大型高層マンション等の、また、住宅等の建築で、利用者が大幅にふえるというような状況もありますし、また、近隣都市周辺からの事情もかんがみまして、市民の非常に強い要望があるわけですので、何としまして、市民サービスの向上に貢献をしていただくことができますように、このJRに早期の設置を強く働きかけていただきまして、何とか22年ごろを一応目標にというようなお話でありましたけれども、しっかりとこれ具体化をしていただけるように、切にお願いを申し上げまして、終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第47号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 きのう、部長の説明をいただいたんですけども、ちょっと私自身、もう一度理解させていただきたいので、公共下水道再評価業務という形の業務の内容ですね。すいませんが、これもう一度ご説明いただけないでしょうか。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、野原委員のご質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

この公共下水道再評価と申し上げますのが、公共下水道事業のような継続的に行う補助事業、これに対しまして、行政機関が行う政策の評価に関する法律、これに基づきまして、国土交通省の方の指

導によりまして、この事業の効率的・効果的な実施並びにその過程の透明性・客観性の向上を図ることを目的に、10年に一度、再評価をなささいという通達がございます。その内容で実施するものがございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 たしか20年度にやられるということで、これ、本年度当初の予算の中に上げられなかったのかどうか。そして、670万円という委託料は、どういふ根拠で670万円となされているのか、そこのとちよっとご説明お願いします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 野原委員おっしゃるとおり、本来、第1回の事業評価、これを平成11年に行っております。この法のもと、指導のもと、次回、平成20年度に、この事業評価及び事業評価をするがための指標をつくる委託業務を平成20年に予定しておりました。ところが、公共下水道上位計画の流域下水道も同じく再評価を行ってまいります。

そんな中、流域下水道の方からの事業評価に対するスケジュール、この内容が、ことし7月に説明会がございまして、流域下水道の再評価を行うに当たっては、流域に絡む各市町村の指標、それを集積した形の中で事業再評価を行っていくんですが、その資料の提出が今年中に出してくださいという内容で指示がございましたものですから、1年先に、今回、補正に上げさせていただいたという内容でございます。

それと、あと、670万円につきましてなんですけど、評価内容自体が非常に専門知識の要る内容でございますので、評価の項目に対して、コンサル数社に見積りをとった形の中で、その最低価格で金額を入れさせていただいているという内

容でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 よく理解できました。

一応、府の方から、今年中にという形で、1年早まったということで補正を組んだと。670万円に関しても、一応、見積りという形の中でこの価格が決まったと、そう理解させてもらって、それでよろしいですね。

ありがとうございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 先ほどの、野原委員の質問で大體理解はいたしたわけですが、この670万円の根拠、先ほど、専門知識、数社の見積書と見積り合わせということではありますが、その仕様書を必ずやっぱりつくらなきゃならないというふうに感じるわけですが、その過程において、この670万円近くのやっぱりおおよその出来高というもの、そういったところについて、もう少し説明をいただきたいというふうに思います。

それから、先日の日曜日のテレビを見ておったんですが、公共下水道の普及率の問題で、岡山市において、いわゆる普及率の改ざんがあったということで、いわゆる国庫補助金、交付金の不正取得の問題が大きく取り上げられておりました。

私、この審議に入る前に、いろいろと考えておったわけですが、大阪府の流域下水道の関係でやるんだということではありますが、やはり1年前倒しということについて、やはり事業の計画性というものがあるかというふうに思うわけでありまして。これは、あくまでも一般会計の金で、補助金等も一切ついておらないということでもありますから、もう少しやはりそういった面では、貴重な財源でありますから、慎重に執行しなければ

ならないということでもありますので、それについて、もう少しご説明いただければありがたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 確かに、670万円の根拠という形になるんですが、今回、再評価するに当たって、この公共下水道の目的であります浸水の防除でありましたり、トイレの水洗化、公共用水域の水質改善等々の内容について分析を行っていきます。その分析の内容で、一つ例を挙げさせていただきたいんですが、雨水、浸水防除、これに対しましては、まず、この公共下水道事業を行うか、行わないかという形の内容での比較を行ってまいります。

そんな状況の中で、まず、事業を行わなければ、残事業をしない場合、市内の浸水箇所、これを想定してまいります。その内容が、浸水シミュレーションと申しまして、それが非常に内容的には専門知識が要る内容でございます。

そんな状況の中で、その浸水被害に対する被害金額、これの算出を行い、なおかつ、下水道事業の総事業費、今までの事業費と、あとこれから先の事業費等を出した形の中の金額比でもって、その今の指標、この作成を行ってまいります。

そんな内容なので、非常にやはり特殊な作業になってまいりますものですから、そのあたり、仕様書等、本委員会でご承認いただいた中では、仕様書等、きちっと確認した中で発注は行ってまいりたいというふうには考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 まず、この予算を出されてくる段階で、いわゆる精査をされて、そして、予算が大體これだけ要るんだということではありますが、先ほどの渡辺課長の説明では、いろいろなことを、シミュ

レーションを含めてやった段階で出すんだというような説明では、やっぱり予算の算出根拠があいまいであるというふうに思うわけでありませう。

したがって、先ほど申し上げましたように、専門知識やとか、あるいは見積りをとってその予算額を決めたということでもありますけれども、やはりその中には、市あるいは担当が主体的な方針を持ってこういうことをするんだということでもあります。

説明の中で、浸水防除ということをおっしゃられました。これについては、公共下水道がもう十分、完備を、今の段階で、普及率がごっつ上がってあるわけでありませうから、そういう段階で、今さら、改めて浸水防除のいわゆるシミュレーションというのをつくっていくということでもありますけれども、既にそういうことを計画された上で事業の実施をこれまでやってこられたわけですから、そんな今さら、こういうことについては、浸水防除対策だというようなことでは、ちょっと納得がいかないというふうに思うわけでありませう。

専門知識、専門知識ということではありますが、我々、そりゃ素人でありませうから、その数字の根拠をおっしゃられてもわからないけれども、やはりもう少し、市が主体性を持つべきではないかというふうに今感じるわけでありませう。

この670万円という根拠をもう少し明らかにしていただけないでしょうかというふうに思うわけでありませうが。

○山本靖一委員長 栗屋部長の方から、国の方からガイドラインみたいなものを出しているわけですね。

○栗屋土木下水道部長 それでは、今のご質問でございます。

まず、今回、補正を計上させていただ

いております金額の根拠でございます。

今、渡辺課長も申し上げております。また、委員長もおっしゃっていただいておりますけれども、再評価の内容、中身につきましては、今申し上げた、浸水防除の観点等々国の一定方針がございます。それに基づいた見積りということで、大阪府内におきましても、もう既に先行されている都市もでございます。そういうところあたりからもいろいろお聞きした中で見積りの業者を選定させていただいて、それで見積りを徴収したところでございます。

その見積り金額にしても、ちょっと報告を受けておりますのは、かなり開きがあったという内容でございます。ただ、委員おっしゃるように、これ、一般財源での執行となりますので、極力やっぱり安くしていくべきだということで、最低価格の中での今回の補正の計上をさせていただいた。

これを審査して、認めていただいた後には、それを予定価格の上限として、競争入札で業者選定をしてみたいと、このように考えております。

もう一方、今さら浸水防除のシミュレーションをしてもというお話でございますけれども、確かに、整備人口普及率につきましては96.0%でございます。ただ、分流地域、安威川以南につきましては、ちょっと今資料持っておりませうけれども、雨水の整備率は、たしか33%程度の整備率でございます。

という内容で、やっぱり公共下水道の再評価の中で、今後の浸水防除の整備を行った場合、行わなかった場合の事業評価を今後やっぱり出して行って、国にも当然提出をさせていただいた中で、やっぱり事業に対しては補助金をいただくと、そういう内容のものでございますので、

よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 市として積み上げてきた670万円の根拠みたいなものはないですかということを知っていますし、業者の方から見積りをとって、それで出したということだけなんですけれども、一番のもとになるような、そういうことの根拠について答弁できますか。

原田委員、そしたら、質問変えていただけますか、よろしいですか。原田委員。

○原田委員 いやいや、ちょっとその説明だけ答弁願います。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 今回の部長の方の答弁からございました、その見積り、仕様でございますけれども、今の評価マニュアルというんですか、府の方から出されている委託の内容のマニュアルに従いまして、仕様書を作成した形の中で、見積りを各業者にとっておるという内容でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 それであるならば、いわゆる業者に見積書をとる必要がないと、私はそういうふうに思うわけです。やはり積算基礎をきちっと把握した上で予算執行を上げて、それから入札なり、あるいは見積りをとるということであるわけです。

一応、見積りも、その額を参考の資料としてするということについてはいけないというように感じるわけですが、いかがでしょうか。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 今回、見積りをとらせていただいた内容なんですけれども、我々、通常、下水道工事等工事発注に当たっては、その内容の積算の根拠、これが国であり、府なりの方から提示がございます。

今回のこの委託の内容につきましては、国、府等のその積算根拠というんですか、その内容の歩掛り等がございせんもんですから、今の見積りの仕様書をもって見積りを収集したという内容でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 今の説明ではやっぱり不十分ですね。

いわゆる積算根拠、建築単価等がいろいろあるわけなもんですから、それに基づいて、ある程度仕様をつくりながら、そして、このぐらいの大体の金額だろうというふうに積算されて、そして、見積りをつくるということが市の仕事なんです。それをもって入札なり、あるいは見積り合わせをするなりして、いわゆる執行にかかるわけでありますから。もともとの、初めの国や府の指導のもとにつくるということでもありますから、それをやればいいわけです。そして、予算のいわゆる計上をしたらいいわけです。それで、入札をして、これだけ差金できたということであれば、それでいいわけなんです。

そのことが行われておらないで、先に業者関係に情報が伝わっているということはいけないというように感じるわけですが、いかがでしょうか。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 今のご質問でございますけれども、種々、今までご答弁させていただいております。

確かに、原田委員おっしゃるように、私どもの手で単価を積み上げていく、そして、予算計上して発注していく、これは当然のことでございます。

ただ、今回の場合、委託料でございます、この再評価に対するガイドラインというんですか、これは、その評価内容で

のガイドラインはございますけれども、今、渡辺課長申し上げております委託料の積算に対する、通常、歩掛りいうんですか、それはないのが実態でございます。

委託料いうものは、仕様書でこういうものの委託、いわゆるこういう成果品を上げてくださいということで、後のその委託料の根拠となるものは、やっぱり人員の積み上げでございます。委託でございますので、人件費のみでございます。

一つ例で、先ほど申し上げました、浸水のシミュレーションにしても、それをやるに当たって、やっぱり私どもでは何名の人間がかかわらなできないかいうのも、正直なところ、ちょっとよう把握はしないような状態でございます。

ということで、他市とも、もう先行してやられるところにもお聞きした中での見積りをさせていただいたということでございます。

今後につきましては、原田委員おっしゃっているのはもう大原則でございますので、可能な限り、私どもの方で積算には努めてまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 シミュレーションの問題が一番この重点だということですが、先ほどの説明の中で、33%の雨水の普及率であるということでもあります。やはりもともと100%想定をして、そして、今、これぐらいのいわゆる普及率であるということで、シミュレーションは既に持っておかなければ事業の進捗にやれない。そんな状況で、今後、再評価が出た段階でまた考え直すねんということでは、これまでの下水道事業、何やったのかということがとられるわけなんです。

そういう意味で、この予算の委託料の算定基準等については、本来やらなきゃ

ならない市の責務として大きく外れているというふうに感じるわけです。

そのことだけを申し上げておいて、一応、質問を終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第53号の審査を行います。

補足説明を求めます。

中谷都市整備部理事。

○中谷都市整備部理事 それでは、議案第53号、摂津市特別業務地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明をさせていただきます。

この条例は、平成7年10月に、新用途地域が施行されると同時に、東一津屋土地区画整理事業区域内におきまして、駅前にもふさわしい商業業務機能を持った土地利用を誘導するため、特別業務地区の指定を行い、準工業地域である用途地域による建築制限に加え、本条例によりまして、近隣商業地域内に建築してはならない建築物及び倉庫業を営む倉庫を建築してはならないことを定めたものであります。

今回、建築基準法の改正及び摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例との整合を図るために、本条例を制定するものであります。

なお、議案参考資料17ページに、新旧対照表を掲載いたしておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

第6条1項中の、罰金上限を20万円から50万円に、同条2項中の、罰金上

限を20万円から50万円に改めるとともに、同項のただし書きを削除するものであります。

附則といたしまして、この条例の経過措置並びに施行期日を、平成19年10月1日と規定いたしております。

以上、簡単ではございますが、条例制定の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 質疑をお受けしたいと思えます。

ありませんか。

本保委員。

○本保委員 じゃあ、1点だけ教えていただきたいと思うんですけども。

ただいまご説明いただきました、特別業務地区内における建築物の制限なんですけれども、今回、この罰金の金額を20万円を50万円に改められたということなんですけれども、現実にそういったものが、これを追いかけることで、きちっと監督ができるということが前提だろうと思うんですけども、仮に、そういった場所が違法に営業されたりとか、建築されたりとかといった場合、その摘発といいますか、そういったものに対する監督の方法ですね、どういうふうに、現状ある、この平成7年10月に施行されてからあるんでしたら、現状、また、今後、南千里丘のまちづくりに関連してでしたら、どういうふうな形で展開していこうとされているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 今のご質問でございますが、建築指導課の方にも確認しておりますが、平成7年に制定しましてから、このような罰金に処するようなのは今までは出てないと。といいますのも、一応、そういう確認申請が出てまいりますので、その中でチェックしてやっ

ておりますということで、今までについては、罰金のそういう対応した分については出ておらないということで聞いております。

南千里丘につきましても、今回、新たに制定されるわけですがけれども、当然、今度、建築条例に基づきまして、届け出が私どもの窓口に出てまいりますので、その段階で書類のチェック等もさせていただきますまして、この確認申請の方に届けを出していただくということで、事前にそういうチェック体制をとっていきますので、そういう対応をさせていただきますということでございます。

○山本靖一委員長 小山参事。

○小山都市整備部参事 補足させていただきます。

南千里丘まちづくり地区につきましては、この特別業務地区というのは規制にはかかりません。この特別業務地区につきましては、あくまでも東一津屋の区画整理を行ったところにつきましてはのみの特別業務地区となっております。

南千里丘につきましては、地区計画の中で、これはまた特別委員会の所管となると思いますが、建築条例で制限をかけていくということになっております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

この、今のところ、建築条例で制限をかけるという今お答えをいただきました。

現状、東一津屋区域なりにはそういう状況がなかったということなんですけれども、建築指導課に申請が上がったものについて、それを通してチェックしていきたいというようなチェック体制、現状のままということでよろしいかと思えますけれども、現実に、一般の民間住宅の場合でも、建築指導課の方に申請が上がっていて、適切な指導がなされているはず

であっても、現実には、工事に入ってしまうとなかなか制御しにくいというような現実があるように見受けられます。

近隣からの通達であるとか、周辺状況から、現場に現実に飛んでいただいたこともあって、その場合はきちんと指導していただいておりますけれども、今度、この南千里丘は、やはり摂津市の顔として、市民の皆さんが本当に期待をされ、摂津市も力を入れて、これを何とかきちんとよいものにしていこうという努力を今なされている中だと思っておりますけれども、周辺住民の方が一番不安に思っておられるのは、やはり適切でない、駅前にはふさわしくない建築物が建築されるということと、やはり通学区域内にあるということで、交通量の増加ということも大変心配をされ、危惧されているわけがあります。

この辺が、これからまた特別委員会の方で審議がなされるということで、今、小山参事の方からお答えをいただきましたけれども、今後しっかり、やっぱり取り組んでいくための、現状、考えておられるようなものがありましたら、少しお聞かせをいただきたいと思っております。

周辺の住民説明の中でも、やはりそういったことの見解が出ているかと思っておりますので、それに対してのお考えと、今後どういった方向でそれを現実化して、特別委員会の方で進めていかれるのか、ご計画があれば、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 特別業務地区の方に限って答弁してください。

小山参事。

○小山都市整備部参事 この特別業務地区につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、東一津屋地区につい

て建築の制限の指導をさせていただいているわけでごいまして、今現在、これから、住民の方に説明ということは、今の段階では考えておりません。

指導も、今までどおり、建築指導課の方で指導していただくとということで、今後も同じような状態で指導していくように考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 やはりこれを見ましたときに、基本的には、この罰金の金額が20万円から50万円に改められたということだけなんですけれども、「摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例との整合性の確保を図るため、本条例を制定するものである。」というふうに書かれておりますので、内容的に関連があるものというふうには私は受けとめましたので、そういったふうにはこれは受けとれないものであるならば、あるいはきちんとそういったことの説明も、今後必要になってくるのではないかなというふうに、ただいまのご説明を聞いておりました感じました。

とにかく、今後、建築条例に従って、従来どおりの形でやっていくということでごいしましたけれども、しっかりと南千里丘周辺地区の地区計画の中に、こういった市民の要望が現在出ておりますので、そういったこともしっかりと検討していただいて、あと、また勘案していただいて、それにふさわしい地区計画の区域内のこの建築物の制限に関するこの罰則が適用されるような建築物がなされないように、しっかりと監督の方をしていただきたいなど、このように思うわけがあります。

以上でございます。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第46号所管分について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 本保加津枝